

（綿花類等の貯蔵及び取扱いの技術上の基準等）

第 3 5 条 指定可燃物のうち可燃性固体類等以外の指定可燃物（以下「綿花類等」という。）の貯蔵及び取扱いは、次の各号に掲げる技術上の基準によらなければならない。

- (1) 綿花類等を貯蔵し、又は取り扱う場所においては、みだりに火気を使用しないこと。
- (2) 綿花類等を貯蔵し、又は取り扱う場所においては、係員以外の者をみだりに出入りさせないこと。
- (3) 綿花類等を貯蔵し、又は取り扱う場所においては、常に整理及び清掃を行うこと。
この場合において、危険物と区分して整理するとともに、綿花類等の性状等に応じ、地震等により容易に荷くずれ、落下、転倒又は飛散しないような措置を講ずること。
- (4) 綿花類等のくず、かす等は、当該綿花類等の性質に応じ、1 日 1 回以上安全な場所において廃棄し、その他適当な措置を講ずること。
- (5) 再生資源燃料（別表第 8 備考第 5 号に規定する再生資源燃料をいう。以下同じ。）のうち、廃棄物固形化燃料その他の水分によって発熱又は可燃性ガスの発生のおそれがあるもの（以下「廃棄物固形化燃料等」という。）を貯蔵し、又は取り扱う場合は、次によること。

ア 廃棄物固形化燃料等を貯蔵し、又は取り扱う場合は、適切な水分管理を行うこと。

イ 廃棄物固形化燃料等を貯蔵する場合は、適切な温度に保持された廃棄物固形化燃料等に限り受け入れること。

ウ 3 日を超えて集積する場合においては、発火の危険性を減じ、発火時においても速やかな拡大防止の措置を講じることができるよう 5 メートル以下の適切な集積高さとする。

エ 廃棄物固形化燃料等を貯蔵する場合は、温度、可燃性ガス濃度の監視により廃棄物固形化燃料等の発熱の状況を常に監視すること。

2 綿花類等を貯蔵し、又は取り扱う場所の位置、構造及び設備は、次の各号に掲げる技術上の基準によらなければならない。

- (1) 綿花類等を貯蔵し、又は取り扱う場所には、綿花類等を貯蔵し、又は取り扱っている旨を表示した標識並びに綿花類等の品名、最大数量及び防火に関し必要な事項を掲示した掲示板を設けること。
- (2) 綿花類等のうち廃棄物固形化燃料等及び合成樹脂類（別表第 8 備考第 9 号に規定する合成樹脂類をいう。以下同じ。）以外のものを集積する場合には、1 集積単位の面積が 200 平方メートル以下になるように区分するとともに、集積単位相互間に次の表に掲げる距離を保つこと。ただし、廃棄物固形化燃料等以外の再生資源燃料及び石炭・木炭類（同表備考第 7 号に規定する石炭・木炭類をいう。）にあつては、温度計等により温度を監視するとともに、廃棄物固形化燃料等以外の再生資源燃料又は石炭・木炭類を適温に保つための散水設備等を設置した場合は、この限りでない。

区 分		距 離
(1)	面積が 50 平方メートル以下の集積単位相互間	1 メートル以上
(2)	面積が 50 平方メートルを超え 200 平方メートル以下の集積単位相互間	2 メートル以上

- (3) 綿花類等のうち合成樹脂類を貯蔵し、又は取り扱う場合は、次によること。

ア 集積する場合においては、1 集積単位の面積が 500 平方メートル以下になるように区分するとともに、集積単位相互間に次の表に掲げる距離を保つこと。ただし、火災の拡大又は延焼を防止するため散水設備を設置する等必要な措置を講じた場合は、この限りでない。

区 分		距 離
(1)	面積が 100 平方メートル以下の集積単位相互間	1 メートル以上
(2)	面積が 100 平方メートルを超え 300 平方メートル以下の集積単位相互間	2 メートル以上
(3)	面積が 300 平方メートルを超え 500 平方メートル以下の集積単位相互間	3 メートル以上

イ 合成樹脂類を貯蔵し、又は取り扱う屋外の場所の周囲には、1 メートル（別表第 8 で定める数量の 20 倍以上の合成樹脂類を貯蔵し、又は取り扱う場合は、3 メートル）以上の空地を保有するか、又は防火上有効な塀を設けること。ただし、開口部のない防火構造の壁又は不燃材料で造った壁に面するとき又は火災の延焼を防止するため水幕設備を設置する等必要な措置を講じた場合は、この限りでない。

ウ 屋内において貯蔵し、又は取り扱う場合は、貯蔵する場所と取り扱う場所の間及び異なる取扱いを行う場合の取り扱う場所相互の間を不燃性の材料を用いて区画すること。ただし、火災の延焼を防止するため水幕設備を設置する等必要な措置を講じた場合は、この限りでない。

エ 別表第 8 に定める数量の 100 倍以上を屋内において貯蔵し、又は取り扱う場合は、壁及び天井を難燃材料（建築基準法施行令第 1 条第 6 号に規定する難燃材料をいう。）で仕上げた室内において行うこと。

(4) 廃棄物固形化燃料等を貯蔵し、又は取り扱う場所の位置、構造及び設備は、前号ア及びエの規定の例によるほか、次に掲げる技術上の基準によること。

ア 廃棄物固形化燃料等の発熱の状況を監視するための温度測定装置を設けること。

イ 別表第 8 で定める数量の 100 倍以上の廃棄物固形化燃料等をタンクにおいて貯蔵する場合は、当該タンクは廃棄物固形化燃料等に発熱が生じた場合に廃棄物固形化燃料等を迅速に排出できる構造とすること。ただし、当該タンクに廃棄物固形化燃料等の発熱の拡大を防止するための散水設備又は不活性ガス封入設備を設置した場合はこの限りでない。

別表第 8

品 名	数 量
綿花類	200 キログラム
木毛及びかんなくず	400 キログラム
ぼろ及び紙くず	1,000 キログラム
糸類	1,000 キログラム
わら類	1,000 キログラム
再生資源燃料	1,000 キログラム
可燃性固体類	3,000 キログラム

石炭・木炭類		10,000 キログラム
可燃性液体類		2 立方メートル
木材加工品及び木くず		10 立方メートル
合成樹脂類	発泡させたもの	20 立方メートル
	その他のもの	3,000 キログラム

備考

- (1) 綿花類とは、不燃性又は難燃性でない綿状又はトップ状の繊維及び麻糸原料をいう。
- (2) ぼろ及び紙くずは、不燃性又は難燃性でないもの（動植物油がしみ込んでいる布又は紙及びこれらの製品を含む。）をいう。
- (3) 糸類とは、不燃性又は難燃性でない糸（糸くずを含む。）及び繭をいう。
- (4) わら類とは、乾燥わら、乾燥藁及びこれらの製品並びに干し草をいう。
- (5) 再生資源燃料とは、資源の有効な利用の促進に関する法律（平成 3 年法律第 48 号）第 2 条第 4 項に規定する再生資源を原材料とする燃料をいう。
- (6) 可燃性固体類とは、固体で、次のア、ウ又はエのいずれかに該当するもの（1 気圧において、温度 20 度を超え 40 度以下の間において液状となるもので、次のイ、ウ又はエのいずれかに該当するものを含む。）をいう。
 - ア 引火点が 40 度以上 100 度未満のもの
 - イ 引火点が 70 度以上 100 度未満のもの
 - ウ 引火点が 100 度以上 200 度未満で、かつ、燃焼熱量が 34 キロジュール毎グラム以上であるもの
 - エ 引火点が 200 度以上で、かつ、燃焼熱量が 34 キロジュール毎グラム以上であるもので、融点が 100 度未満のもの
- (7) 石炭・木炭類には、コークス、粉状の石炭が水に懸濁しているもの、豆炭、練炭、石油コークス、活性炭及びこれらに類するものを含む。
- (8) 可燃性液体類とは、法別表第 1 備考第 14 号の総務省令で定める物品で液体であるもの、同表備考第 15 号及び第 16 号の総務省令で定める物品で 1 気圧において温度 20 度で液状であるもの、同表備考第 17 号の総務省令で定めるところにより貯蔵保管されている動植物油で 1 気圧において温度 20 度で液状であるもの並びに引火性液体の性状を有する物品（1 気圧において、温度 20 度で液状であるものに限る。）で 1 気圧において引火点が 250 度以上のものをいう。
- (9) 合成樹脂類とは、不燃性又は難燃性でない固体の合成樹脂製品、合成樹脂半製品、原料合成樹脂及び合成樹脂くず（不燃性又は難燃性でないゴム製品、ゴム半製品、原料ゴム及びゴムくずを含む。）をいい、合成樹脂の繊維、布、紙及び糸並びにこれらのぼろ及びくずを除く。

○火災予防規則

(標識等)

第 37 条 条例第 12 条第 1 項第 5 号（条例第 8 条の 3 第 1 項及び第 3 項、第 12 条第 3 項、第 12 条の 2 第 2 項、第 13 条第 2 項及び第 3 項並びに第 14 条第 2 項及び第 4 項において準用する場合を含む。）、第 18 条第 3 号、第 24 条第 2 項、第 3 項及び第 5 項、第 32 条の 2 第 2 項第 1 号（条例第 34 条第 3 項において準用する場合を含む。）、第 35 条第 2 項第 1 号並びに第 52 条第 4 号（条例第 55 条において準用する場合を含む。）並びに第 24 条第 5 号及び次項に掲げる標識及び掲示板は、別表第 5 に定める規格によるものとする。

2 (略)

別表第 5 (抜粋)

種 別			標識又は掲示板の規格				
			記載事項	色		大きさ	
				地	文字	幅 (cm 以上)	長さ (cm 以上)
指定可燃物貯蔵・取扱場所 (条例第 34 条第 3 項、第 35 条第 2 項第 1 号)	移動タンク以外	各品各共通	指定可燃物貯蔵取扱所	白	黒	30	60
			品名・最大数量	白	黒	30	60
			「整理整とん」	白	黒	30	60
	移動タンク	綿花類等	「火気注意」	赤	白	30	60
			類・品名・最大数量	白	黒	30	45
			「指定可燃物」	黒	黄	30	30

【解釈及び運用】

本条は、条例別表第 8 で定める指定可燃物のうち、綿花類等の貯蔵及び取扱いの基準を規定したものである。「**綿花類等**」とは、指定可燃物のうち前条の可燃性固体類と可燃性液体類を除くものの総称である。条例別表第 8 においては、綿花類、木毛及びかんなくず、ぼろ及び紙くず、糸類、わら類、再生資源燃料、石炭・木炭類、木材加工品及び木くず並びに合成樹脂類が指定されているが、いずれも条例別表第 8 で定める数量以上のものが本条の対象となるものである。

1 第 1 項

(1) 第 1 号

「**みだりに火気を使用しない**」とは、必要でない火気は使用しないということである。火気を使用するときは、安全な場所を指定して、綿花類等の性質及び作業工程等を考慮して、適切に管理された状態で火気を使用しなければならない。

(2) 第 2 号

「**みだりに出入り**」とは、係員以外の者の出入りであっても、当該場所の管理者等に正式に連絡等がなされ、管理者等の管理権が十分に行使できる場合は、これに該当しない。

(3) 第 3 号

「**区分して整理する**」とは、綿花類等を危険物と同じ場所に貯蔵し、又は取り扱う場合は、その性質からみて、いっしょに雑然と取り扱われることは危険性が增大することとなるため、危険物とは火災予防上安全な距離（概ね 1m 以上）を保ち、区分して整理すべきことをいうものである。

また、地震等に対する落下、飛散等防止措置としては、囲い、ロープ掛け等の措置があげられる。

(4) 第 4 号

製造、加工等によって生じた綿花類等のくず、かす等を放置しておくことは火災予防上危険であることから、その日に生じたくず、かす等はその日のうちに火災予防上安全な場所で処理しなければならない。

(5) 第 5 号

再生資源燃料のうち、廃棄物固形化燃料その他水分によって発熱又は可燃性ガスの発生のおそれがあるもの（廃棄物固形化燃料等）については、特に火災発生の危険性が大きいため、適切な維持管理等を行わなければならない。

廃棄物固形化燃料等には、R D F（Refuse Derived Fuel）が該当し、R P F（Refuse Paper & Plastic Fuel）は該当しない。

ア 「**適切な水分管理**」とは、発熱等を防止するため、水分を 10% 以下のできる限り低い管理値に設定すること。

イ 製造後の廃棄物固形化燃料等については、十分に冷却されたものに限り受け入れること。

ウ 廃棄物固形化燃料等は、集積量が多くなるほど、また、保管が長期になるほど発火危険が高まることから、集積高さを 5m 以下に制限し、発熱、発火しにくくするとともに、万が一発火した場合においても、消火活動が容易に行えるようにしたものである。

集積高さについては、廃棄物固形化燃料等の性状管理、換気等による貯蔵条件管理等に応じた集積高さとする。また、長期保管となる場合は、廃棄物固形化燃料等を少なくとも 3 か月に 1 回以上保管場所から全量の掻き出しを行うこと。

エ 廃棄物固形化燃料等を温度測定装置及び可燃性ガス測定装置等により状態を把握し、測定値の変化に応じた適切な対応措置を図ること。

2 第 2 項

(1) 第 1 号

「**綿花類等を貯蔵し、又は取り扱っている旨を表示した標識**」は、指定可燃物貯蔵取扱所と表示すること。（図 3 5 - 1 参照）

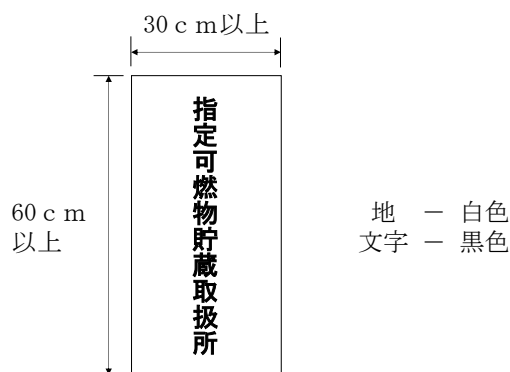


図 3 5 - 1

「**掲示板**」は、2種類あり、品名及び最大数量と、防火に関する必要な事項（火気注意及び整理整頓）をそれぞれ表示すること。（図35-2参照）

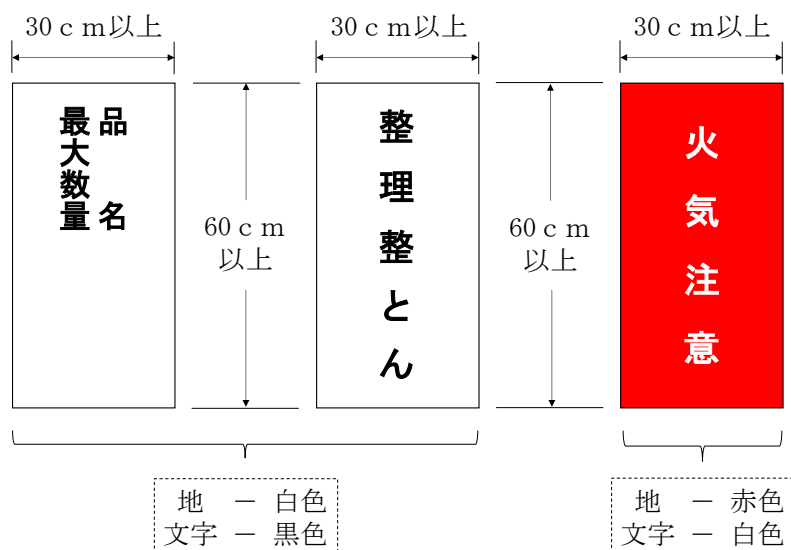


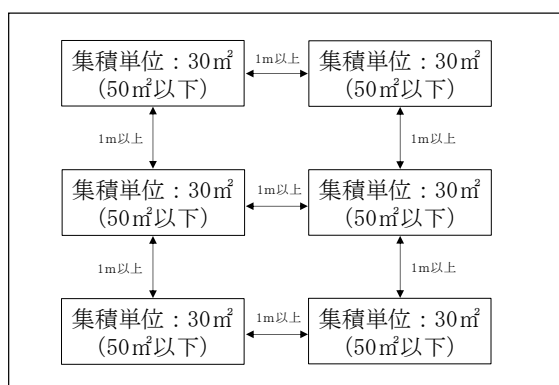
図35-2

(2) 第2号

綿花類等（廃棄物固形化燃料等及び合成樹脂類を除く。）を集積する場合は、集積単位の相互間に、本号で定められた距離を保つこと。（図35-3参照）

ただし書の規定については、例えば、石炭・木炭類を製鉄会社や電力会社において貯蔵する場合には、集積単位を規制することが難しい実態にあることから、温度計等により監視するとともに、適温を超えた場合には散水を行うこと等により温度を下げる設備を設置している場合には、火災予防上支障がないと認めて集積単位の規制を行わないこととしたものである。

<区分（1）の例>



<区分（2）の例>

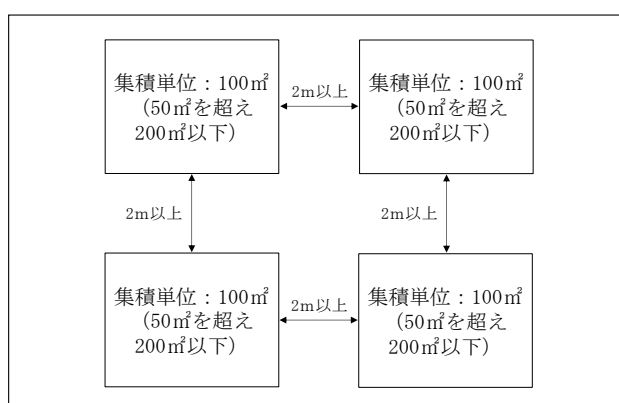


図35-3 綿花類等を集積する場合の例

(3) 第3号

合成樹脂類を貯蔵し、又は取り扱う集積場所の周囲に設ける距離等について規定したものである。

ア 合成樹脂類を集積する場合には、製造工程の実態を考慮し、500 ㎡以下ごとに区分して集積し、集積面積に応じ、集積単位の相互間に本号で定められた距離を保有しなければならない。

「**散水設備を設置する等必要な措置**」とは、散水設備の設置のほか、不燃材料等による隔壁の設置、ドレンチャー又はスプリンクラー設備の設置等防火上有効な措置を講じた場合をいう。

- イ 屋外で貯蔵又は取扱いを行う場合は、貯蔵し、又は取り扱う場所の周囲に、表 3 5 - 1 の空地を確保するか、又は不燃材料等の防火性能を有する隔塀を設けること。
(図 3 5 - 4 参照)

表 3 5 - 1

区 分	空 地 の 幅
条例別表第 8 で定める数量の 20 倍未満	1m 以上
条例別表第 8 で定める数量の 20 倍以上	3m 以上

ただし、アと同様に「**必要な措置**」を講じた場合については、この限りでない。

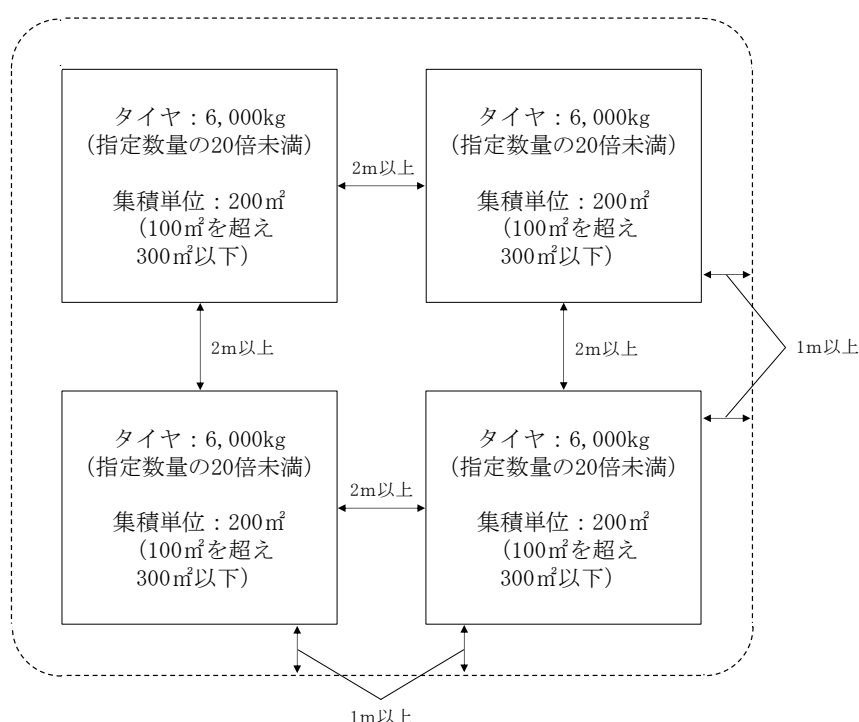


図 3 5 - 4 屋外における空地の例

- ウ 「**不燃性の材料を用いて区画する**」とは、不燃材料又はこれに類する防火性能を有する材料を用いて小屋裏に達するまで区画し、火災被害の局限化を図ることをいう。

なお、作業工程において一時的に保管する行為については、「**貯蔵**」には該当しない。

(4) 第 4 号

- ア 廃棄物固化燃料等は、ひとたび発熱・発火すると消火が非常に困難となるため、発熱の有無を適性に監視できるよう、温度測定装置を設置しなければならない。
- イ 条例別表第 8 に定める数量の 100 倍以上の廃棄物固化燃料等をタンクにおいて貯蔵する場合は、当該タンクは内容物を迅速に排出できる構造とするか、散水設備又は不活性ガスの封入設備を発熱又は発火が生じた場合に、速やかに拡大防止が図れるよう設置すること。